第六十三条を次のように改める。

第六十三条　削除

第六十四条第一項中「第六十一条第二項第三号ロ」を「第六十一条第二項第三号イ」に改め、「内閣総理大臣の認定」の下に「（第六十一条第九項の認定をいい、第六十二条第一項において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この節において同じ。）」を加える。

第六十五条第一項中「第六十一条第二項第三号八」を「第六十一条第二項第三号ロ」に改める。

第六十六条中「第六十一条第二項第三号ニ」を「第六十一条第二項第三号八」に改める。

第七十一条第一項中「第六十一条第二項第三号ホ」を「第六十一条第二項第三号ニ」に改める。

第七十二条中「同号ヘ」を「同号ホ」に改める。

第七十三条中「同号ト」を「同号ヘ」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第十七条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「、第十三条」を「及び第十三条」に改め、「及び第十九条の二第八項から第十項まで」及び「、第十九条の二第四項」を削り、同項の表第十九条の二第八項から第十項までの項を削る。

（電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第十八条　電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第九条のうち、沖縄振興特別措置法目次の改正規定中「「第百二十一条」を「第百二十条」に改める」を「「第十一章　罰則（第百十七条）」を削る」に改め、同法第十四条第一項の改正規定を削り、同法第百十九条を削り、同法第百二十条を同法第百十九条とし、同法第百二十一条を同法第百二十条とする改正規定中「第百十九条を削り、第百二十条を第百十九条とし、第百二十一条を第百二十条とする」を「第十一章を削る」に改める。

（旅館業法の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条　旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一号及び第二号中「第十一条第四項第二号」を「第十一条第四項第一号」に改める。

（旅館業法の一部を改正する法律の施行の日が施行日前である場合には、前条の規定は、適用しない。）

第二十条　旅館業法の一部を改正する法律の施行の日が施行日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

（奄美群島振興開発特別措置法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　この法律の施行の際現に次の各号に掲げる認定を受けている当該各号に定める計画については、新通訳案内士法第五十四条第一項に規定する地域通訳案内士育成等計画であって同条第三項の同意を得たものとみなす。

一　附則第六条の規定による改正前の奄美群島振興開発特別措置法（以下この条において「旧奄美群島振興開発特別措置法」という。）第十一条第八項の認定（旧奄美群島振興開発特別措置法第十三条第一項の変更の認定を含む。）　旧奄美群島振興開発特別措置法第十一条第一項に規定する奄美群島振興促進計画（同条第二項第三号に掲げる事項として同条第四項第一号に規定する奄美群島特例通訳案内士育成等事業に関する事項を定めたものに限る。）

二　附則第九条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法（以下この条において「旧小笠原諸島振興開発特別措置法」という。）第十一条第八項の認定（旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十三条第一項の変更の認定を含む。）　旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十一条第一項に規定する小笠原諸島特例通訳案内士育成等事業に関する事項を定めたものに限る。）

三　附則第十一条の規定による改正前の中心市街地の活性化に関する法律（以下この条において「旧中心市街地活性化法」という。）第九条第十項の認定（旧中心市街地活性化法第十一条第一項の変更の認定を含む。）　旧中心市街地活性化法第九条第一項に規定する基本計画（旧中心市街地活性化法第七条第十項に規定する中心市街地特例通訳案内士育成等事業を定めたものに限る。）

四　附則第十二条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法（以下この条において「旧沖縄振興特別措置法」という。）第十二条第二項の認定（旧沖縄振興特別措置法第十三条第一項の変更の認定を含む。）　旧沖縄振興特別措置法第十二条第一項に規定する沖縄特例通訳案内士育成等事業計画

五　附則第十四条の規定による改正前の構造改革特別区域法（以下この条において「旧構造改革特別区域法」という。）第四条第九項の認定（旧構造改革特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。）　旧構造改革特別区域法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画（旧構造改革特別区域法第十九条の二第一項に規定する地域限定特例通訳案内士育成等事業を定めたものに限る。）

六　附則第十六条の規定による改正前の福島復興再生特別措置法（以下この条において「旧福島復興再生特別措置法」という。）第六十一条第九項の認定（旧福島復興再生特別措置法第六十二条第一項において準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第六条第一項の変更の認定を含む。）　旧福島復興再生特別措置法第六十一条第一項に規定する産業復興再生計画（同条第二項第三号イに規定する福島特例通訳案内士育成等事業を定めたものに限る。）

2　この法律の施行の際現に次の各号に掲げる規定において準用する旧通訳案内士法第十八条の規定による当該各号に定める登録を受けている者については、新通訳案内士法第五十七条において準用する新通訳案内士法第十八条の規定による地域通訳案内士の登録を受けた者とみなす。

一　旧奄美群島振興開発特別措置法第十七条第八項　奄美群島特例通訳案内士の登録

二　旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項　小笠原諸島特例通訳案内士の登録

三　附則第十条の規定による改正前の外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（以下この条において「旧外客旅行容易化法」という。）第二十四条第二項　地域限定通訳案内士の登録

四　旧中心市街地活性化法第三十六条第八項　中心市街地特例通訳案内士の登録

五　旧沖縄振興特別措置法第十四条第七項　沖縄特例通訳案内士の登録

六　旧構造改革特別区域法第十九条の二第八項　地域限定特例通訳案内士の登録

七　旧福島復興再生特別措置法第六十三条第七項　福島特例通訳案内士の登録

3　次の各号に掲げる規定において読み替えて準用する旧通訳案内士法第十九条の規定による当該各号に定める登録簿は、新通訳案内士法第五十七条において読み替えて準用する新通訳案内士法第十九条の規定による地域通訳案内士登録簿とみなす。

一　旧奄美群島振興開発特別措置法第十七条第八項　奄美群島特例通訳案内士登録簿

二　旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項　小笠原諸島特例通訳案内士登録簿

三　旧外客旅行容易化法第二十四条第二項　地域限定通訳案内士登録簿

四　旧中心市街地活性化法第三十六条第八項　中心市街地特例通訳案内士登録簿

五　旧沖縄振興特別措置法第十四条第七項　沖縄特例通訳案内士登録簿

六　旧構造改革特別区域法第十九条の二第八項　地域限定特例通訳案内士登録簿

七　旧福島復興再生特別措置法第六十三条第七項　福島特例通訳案内士登録簿

4　この法律の施行の際現に次の各号に掲げる規定において読み替えて準用する旧通訳案内士法第二十二条の規定により交付されている当該各号に定める登録証は、新通訳案内士法第五十七条において読み替えて準用する新通訳案内士法第二十二条の規定により交付された地域通訳案内士登録証とみなす。

一　旧奄美群島振興開発特別措置法第十七条第八項　奄美群島特例通訳案内士登録証

二　旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項　小笠原諸島特例通訳案内士登録証

三　旧外客旅行容易化法第二十四条第二項　地域限定通訳案内士登録証

四　旧中心市街地活性化法第三十六条第八項　中心市街地特例通訳案内士登録証